慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	いわゆる「従者制と恩貸制の史的一体性」について
Sub Title	Über die sogenannte historische regelmäßige order gar notwendige Verdindung von Benefizium und Vasallität
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.7 (1961. 7) ,p.517(1)- 540(24)
JaLC DOI	10.14991/001.19610701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる「従者制と恩貸制の史的一体性」について

宇尾野　久

序

フランク社会の封建化にとって基本的な要因となるプレカリア（precarium, precaria, precariae）と beneficium はフランク社会の諸資料の中で頻繁にあらわれてくる。たとえば資財帳範例又は勅令（Capitularia）その他賃子帳の中ではほとんど必ずと言ってよいほどこれらの言葉があらわれてくる。

之等の問題についてはすでに Paul Roth から Heinrich Brunner, Heinrich Mitteis, Alfons Dopsch に至るまで古典的な封建制度研究の基本問題として取扱われてきた。

しかし乍らここではそれらの学説をもう一度くりかえすことではなく之等の precarium と beneficium がどのような共通性と差別性をもつかについて問題にする。

ここでの結論は端的に言って、プレカリアとベネフィキュウムを区別するに当って、かつて H. Mitteis が反対し、その反証が史料の上でも実証できるので、その絶対性が修正されてきた Alfons Dopsch の根本命題である表記のテーマ「従

新刊紹介

F・エヴラル『大規模な《ファルム》について』……渡辺國廣　91
石沢元晴著『現代米ソ経済論』……加藤　寛　91
永原慶二著『日本封建制成立過程の研究』……速水　融　92
小林　昇著『経済学の形成時代』……白井　厚　93
鈴木鴻一郎編『経済学原理論 上』……飯田裕康　94

者制度（vassalitium）と恩貸制（beneficium）の両法制は有史以来いかなる場合にもかつて離れていたことはない。[1]」（Grundlagen, II, S. 305.）が実は意想外に強力な根をもっていることが知られると言うことである。従ってここでも問題の性格に従ってその取扱いの方法を変えることが要求される。

一

前述のように Paul Roth の劃期的な労作である „Geschichte des Benefizialwesens von den ältesten Zeiten bis ins zehnte Jahrhundert," Erlangen 1850. 以来 beneficium と precarium についてはすでに屢々論評されており、G. Seeliger の作品を批判しつつ A. Dopsch は大要次のように述べている。

プレカリア貸与（die Prekarienleihe）には一定の社会経済的な性格が附着せず、むしろ ius precarium（請願〔土地〕貸与法）は個別的契約に広汎な作用範囲を与え、その結果種々な社会政治的作用をもった。[2]

beneficium と precarium の関係は、最古のフランク時代に両者は異った側から同一の関係を扱った二つの表示をあらわすことがその特徴である。

beneficium は precarium の反映である。プレカリアは被（土地）貸与者の請願であり、beneficium は主人（Herr）の恩恵である。しかしまた古い（メロヴィング）時代にはすべてのベネフィキュウムがプレカリアだったわけではない。ベネフィキュウムの範囲は、――H. Brunner が考えたように、各貸与は所有権でなしに、用益権の委譲にすぎないので――自からプレカリアの範囲よりもずっと大きい。

かくて G. Seeliger によると beneficium の概念の縮小が八世紀以来起り、九世紀には、その保有が賃子や奉仕または少くとも奉仕準備の義務を負うような貸与地（Leihegüter）と言う意味に理解された。だがベネフィキュウムはきわめて多様性をおびている。ベネフィキュウムは貸与の継続（P. Roth）やその受領者の社会的資格（G. Waitz）、それと結びついた奉仕義務の顧慮（H. Brunner）に制限されない。

しかしベネフィキュウムはすべて即自に領主的なフーフェ農民（die herrschaftlichen Hufenbauern）の関係に導びかないようなより高い貸与をあらわす。

なお Paul Roth はプレカリアのグループの観察にあたり、それには契約が含むこと以上の義務はないと強調し、戦争奉仕がそこからなさるべき土地（Güter）の概念がベネフィキュウムに結びつけられることは正しくないと考えた。

G. Seeliger 同様に P. Roth は、ベネフィキュウムの受領者（王、伯、婦人）の社会的な資格の大きな相違を指示し、ベネフィキュウムの保有はしかし貸与者への対人的な義務は課さぬとの結論に達した。

A. Dopsch は上述の如く „Verfassungs-und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters." SS. 51-53. で古典学説における功罪を検証したのちプレカリアとベネフィキュウムの共通性と差別性を明確にした。

このような基盤の上で、ベネフィキュウムの高貴性をみちびき出そうとする A. Dopsch の次の見解がより的確に理解され得よう。

封建的知行が元来二つの別個の法制、つまり vassalitium と beneficium の融合から起った（H. Brunner, v. Voltelini, H. Mitteis.）とのテーゼに反対して、Alfons Dopsch は、上述の如く逆に之等の法制は史上いかなる場合にもまたいかなる時代にも決して分離していなかった（Grundlagen, II, S. 305.）と述べている。

なお vassalitium がゲルマンの随従の制度、あるいはガロ＝ローマのクリエンテス（clientes）の制度（clientela）の継続として説明されようと、いずれの場合にもこの関係は物的な基礎をもたぬ純粋に対人的な忠誠を含む関係ではなく、それは緊密にワザルの経済的維持と準備に依存した――ゲルマンの従者はその主人によって装備され、ローマのクリエンテス

(clientes) はそのパトローヌス (patronus) によって装備された。

事実前カロリング時代に之等の二つの原理の別々な発展の仮定を正統化するいかなる健全な説明も資料証拠も提出されなかった。

之等の分離は現実の事実よりもむしろその時期の法制的諸条件の法的な説明を満足するために発明された理論であった。[3]

このような A. Dopsch 理論に反対して Heinrich Mitteis は次のように述べている。

beneficium と言うことばは今や専門的な意味をもつに至った。ベネフィキュウムは単に土地貸与 (Landleihe) にすぎないプレカリアの上方に発展した部門である。カロリング王朝は今や教会をして、国家へのきわめて高い給付、とりわけ装備騎士 (Panzerreiter) としての奉仕能力がなければならない王のワザル達へベネフィキュウムを貸出させた。王の命令で与えられた precariae verbo regis は軍政改革の経済的基礎に役立ったに相違なかった。[4]

Beneficium と Vasallität は、爾後実際上、規則的にまたは必然的に結合してあらわれたとは云い得ない。中世にもなお、すべてのフランクの後継諸国家で、Benefizium なしのワザルが居ったし、またワザルの手にないベネフィキュウムもあった。それにもかかわらずなおカール大王の時代に完成した Benefizium と Vasallität の結合についてのべることは正しい。

この結合は、事実の領域での経過でなく、純粋に精神的なことの中にあり、ワザル的な Benefizium (das vasallitische Benefizium) を二つの（ワザルとベネフィキュウムの）要素の純粋な綜合 (Synthese) として思考的に把握することの過程である。これによって法領域での思考の典型的にフランク＝西欧的な高度な形態をあらわす専門的な意味でのレーン法が成立する。レーン法 (Lehnrecht) にとってワザル的なベネフィキュウム (das vasallitische Benefizium) は全く正常なケース (Normalfall) である。

その決定的な点は、ワザルの義務である奉仕や忠誠をベネフィキュウムの法的根拠とみると言うことにある。

ベネフィキュウムは扈従 (Mannschaft) や忠誠の誓 (Huldigung) に対して与えられ、奉仕懈怠や誠実破棄はベネフィキュウム徹回の理由となる。ワザルは彼が奉仕する間は知行 (Lehen) をもち、知行はワザリテートの機能を形成する。[5]

以上の二大論拠を確認した後、Benefizium と Vasallität が史上常にいかなる場合にも一緒にあらわれるかまたはカロリング時代にその結合が完成したかと言った問題をしばらく離れて、前述の如くプレカリュウムとベネフィキュウムの区別如何から出発する時たとえその多様性を認めるとしてもフランクにおけるベネフィキュウムの高貴性を条件づける史的条件として Vasallität がベネフィキュウムの一般的な史的前提となることが知られる。(K. Bosl, Freiheit und Unfreiheit.)

もしそうだとすれば A. Dopsch の史的、時空間的与件は、H. Mitteis の法的根拠と同様に必ずしも特殊絶対的な、法則的な必要条件ではなくなる。つまり precaria と同様に beneficium は資財貸与の法律制度であるが、ローマの ius precarium, ius in re aliena の法制からゲルマンの Gefolgschaft—Herrschaft を媒介とする Lehenrecht, Lehengüter への転化の過程で、beneficium は Gefolgschaft—Vasallität をその土台として、つまり一般的な史的前提として構築された。

その際 A. Dopsch の述べるように precariae verbo regis et beneficium が六世紀半ばにすでに存在していたとして[6]もこの王の命令による precariae は王の beneficia の専門語であり、[7] 一般の precaria は、ローマ時代（六世紀）にさえ beneficium が "pay" 又は "maintenance" を意味し、また "a provision for life" しか指示しなかったように[8]単なる Zinsgüter の ius precarium をあらわした。

しかし之によって実現された又はその外の方法で取得された beneficiae (Lehengüter)[9] は上述の如くその大部分が Vasallität を一般的な史的前提とした。つまり Vasallität が Landleihe に優位する。

「このことは封建関係又は領主関係が消滅すると地主小作関係が残り、更に地主小作関係が消滅すると近代的な土地貸借関係のみが残ることで歴史が事態を明白にする。」

ところで Otto P. Clavadetscher はクアレティエン帝国領地賃子帳の知行（beneficium, Lehen）は統一的なタイプをあらわさないとのべている。[10] より高い政治的な種類の貸与とみなさるべき大知行地と並んで小知行地が存在する。一部は独立の知行地がある。一定の場所での大知行地が云々されている。「某は同地に（知行を）持つ。」または「某は某地で（知行を）持つ。」あるいは「某はそこで（知行を）もつ。」あるいは単に「某は、マンス一つ。[11]」と書かれている。

たいていこの小知行は beneficium と記されない。だが例外がある。特に Lugnez[12] でそうである。„Beneficium Soluani in Legunitia mansum I et dimidium.“（BUB. I Band, S. 392.）「レグニッツにはゾルヴァンのベネフィキュウム、一マンス半（あり）。」とみえる。

しかしそれと並んで、貸与された領主直営地（curtis）と関連する知行があり、知行の移譲のため „Habet de hac curte Vrsatius I et dimidium.“「ウルサティウスはこの領主直営地から一（マンス）半（の知行を）もつ。」（BUB. I Band, S. 395.）さらに „Plasius habet iugera XX eiusdem beneficii“「プラシィウスは同知行地の二〇ユーゲラをもつ。」と時には正確にベネフィキュウムの由来や大きさが記されている。

一般にカロリング時代には大（戦士的）知行（grossen [militärischen] Lehen）と小（農民的）知行（kleinen [bäuerlischen] Lehen）の間に何等の区別もなされなかったことは知られている。しかし大知行と関連する小知行の意味は重要であり、おそらく小知行の所持者は領主直営地（curtis）の恩貸地受領者（Benefiziar）のアフターワザル（Aftervasallen）[13] であり、賃子帳は帝国直属のワザル（Reichsvasallen）とそのアフターワザルを包含し、レティエンの王の命令に服する全防衛力を示している。

一般に主人のワザルのワザルは主人のワザルではない[14]と言われている。しかし H. Mitteis は大要次のように述べている。

カール大王は誠実関係（Treuverhältnisse）を一定の等級（Rangordnung）にみちびこうと試みたように思われる。つまりすべてのワザル達にとっての最高の知行主（Leihsherr）としての王への忠誠が最高のものであると言うぐあいにである。従って王と王のワザル（Kronvasallen）との衝突でその下級ワザル（Untervasallen）は王の側に立たねばならなかった。カロリング朝は、王のワザル達への監視がウンターワザルによって最もよく行われることをすでに知っていた。[15]

右のワザル関係以外の場合のベネフィキュウム、つまりなんら curtis と関係のない上述の小知行地は賃子知行（Zinslehen）、農民知行（bauerliche Lehen）であり、そこに貢納（Abgabe）があげられていない場合はほとんどあり得ない。ごく初期には、自己の所有地と並んで、王からの小知行地をもっていた自由人（Freie）が考えられた。

ところで王のこのような小ベネフィキュウムについて王の賃子（Königszins, census regius, census regis）が屢々みうけられる。[16] そのようないわゆる王の賃子の法的性質は何であろうか？

古い文献は王の賃子をローマ時代から由来する census（Tribut, Steuer）と考え、次いでまたなお王のプレカリアをもつ自由人及び聖堂の小作人（Hintersassen）の貢納と理解し、あるいは王の保護に対する給付及び同時に王の上級ゲヴェーレ（königliche Obergewere）の承認と考えた。

しかし最近はじめて王の賃子は利用された国有地、王領地に対する貢納であることが証明されたので問題が解決された。Heinrich Dannenbauer や Edeltrud Gallmeister, Theodor Mayer 等の研究によって、初期、盛期中世の国制史にとってのいわゆる Königszinser の意義が明らかにされた。

このような新しい関係でレティエンの賃子帳の王の賃子が解明さるべきである。

之等の王の賃子は osterstuofa, medem, modius regis とも呼ばれるが当面クアの賃子帳の例について検討する。

上述の vallis Drusianae の管区（ministerium）について

De ferro LXX massas, unaquaque per……

De melle LXX mensuras, unaquaque……

Frisgingas VII unaquaque X denarios valentes.

Iste est census regis.

「鉄について、七〇塊、その何れも……毎に……」

「蜂蜜について、七〇メンスラ、その何れも……」

「小豚七頭、その何れも十デナリゥスの価のあるもの。」

「これは王の賃子である。」[17]

と書かれている。

王の賃子は普通は貨幣であるが、役人（minister）や官房（camerarius）の取り分は、現物貢納からもなり立っている。そして servitia も給付される。

右の記述にみえる鉱山からの王の賃子は、鉱山特権（Bergregal）の所有者としての王への賠償として理解されねばならない。このように王の賃子は、租税（Steuer）ではなく、賃子（Zins）である。ただ王領地が王の私的な土地と国有地（Reichsgüter）に区別されていなかったので、王への私法的な貢納と公法的な貢納は区別されていなかった。[18]

しかし之等の王の Beneficiare とその Aftervasallen の数や氏名はクアの軍事力を方向づけ、王の農民的ベネフィキュウムの王領地貢納の総計はその経済並びに軍政的な力を方向づけた。[19] そしてそれはカール大王の時代の封建化と国家化の二重の表現である。

この Königszinser においてもかつて王への Treueid によって高貴化された（H. Dannenbauer）liberi homines=Königs-freien としての Königsfreiheit が Fiskallandleihe に優位している。従って Theodor Mayer は „Königszinser" と云う表現は、それが他のカテゴリー、つまり王のグルントヘル的な小作人（grundherrliche Hintersassen）に適し、王の自由人の等族法的な性格をおおいかくすので、この表現をさけると述べている。[20]

従って Heinrich Dannenbauer が述べたように王自身が、一部は Freigüter に課された諸負担をさらに担いつづける義務と共に、一部はこの義務なしに liberi homines を教会に寄進した。[21] しかし之等の freie Leute の土地（Güter）は王の明瞭な認可なしには教会に寄進されてはならず、その受け取り人はさらにその土地にもとづく負担を担いつづけねばならなかった。[22]

右のように

das vasallitische（militärische）beneficium.[23]

das bäuerliche beneficium.

das königszinsische beneficium.

precariae verbo regis=das königliche beneficium.

等 Leihe=Lehen[24] 及び precaria の種々な性質をみてきた。以下之等の諸資料について参照する。

二

資財帳範例（Brevium Exempla）の中では precaria と beneficium の事例が明瞭にあらわれてくる。しかもここでは

両者が判然と区別されている。

元来 precaria には㈠ precaria oblata（土地の所有権を聖堂その他に寄進し、それを改めて借地又は小作として借戻す。）㈡ precaria remuneratoria（土地を寄進し、寄進された土地よりもより大きな土地、または別の土地を借り戻す。）㈢ precaria data（土地の寄進や借り戻しの手続を経ない直接の土地貸与。）の三つの種類がある。

しかし資財帳範例でのプレカリアは大部分が precaria remuneratoria（つまり報償的なプレカリア）である。

それは大要次のように書かれている。

「Weissenburg（Wizunburch）と呼ばれる修道院にその財産を寄進し、またそれに対して用益権で（ad usum fructuarium）借り戻す修道士及び俗人について。

Hartwic 主任司祭（presbiter）はウォルムス・ガウ内の上記の同修道院に、Hessiheim ヴィラ内に建てられしその聖堂の半分及び領主の小舎つきの在住不自由マンス四及び葡萄畑五ピクトラ[26]を寄進す。そしてそれに対して Unkenstein ヴィラ内の聖堂をうけとり、また領主の小舎つきの在住非自由マンス六、葡萄畑五ピクトラ、草地二〇カルラダを受け取る。確かに寄進せるものをその生涯の間、プレカリアでもつ如き具合に（なすべし。）

Motwinus とその妻は、同じく同ガウ内のヴィラ Hessihaim 内の同修道院に領主の小舎つきの在住非自由マンス六、葡萄畑五ピクトラ、草地十二カルラダを寄進し、またそれに対して同ヴィラ内で領主の小舎つきの在住非自由マンス六、葡萄畑七ピクトラ、草地十五カルラダをうけとる。

Unroh は同ガウ内でのそこのヴィラで、同じくプレカリアで在住マンス一、不在住非自由（マンス）二、葡萄畑一ピクトラ、草地二〇カルラダをその終生所持す。

Birniho 主任司祭は、同ガウの Franconadal ヴィラ内の同修道院に聖堂一宇、領主の小舎つきの在住非自由マンス七、葡萄畑三ピクトラ、草地二〇カルラダを寄進す、そしてそれに対して同ガウの Marisga ヴィラ内で不在住非自由マンス三、葡萄畑一ピクトラ、草地二〇カルラダをうけとる。

同様にGomoldus は、同ガウ内の Wisa と呼ぶヴィラの聖堂く、領主の小舎つきの在住非自由マンス五、葡萄畑三ピクトラ、草地二〇カルラダを寄進し、又それに対して同ヴィラ内で領主の小舎つきの在住非自由マンス四、葡萄畑二ピクトラ受け取る。

Graolfus 司祭（clericus）は、同ガウのそこのヴィラ内での同修道院に領主の小舎つきの非自由在住マンス五、葡萄畑四ピクトラを寄進し、またそれに対し同ガウ某ヴィラ内の領主の小舎つきの在住非自由マンス五、葡萄畑五ピクトラをうけとる。また爾余のものもかくの如く記帳すべし。[26]」

右の Wormsgau にはロルシュ修道院の所領が散在しているので之等のプレカリア受領者の氏名をロルシュ文書集の中でひろってみると Hartwic（presbiter）と同名のものがかなり見うけられる。しかしその中で最も右の Hartwic に近いと思われるのは Nr. 1117.（C. L.）に寄進の証人としてあらわれる „Testes Hertwic.“（anno 800–815 ?）（Wormsgau）である。但しここでは presbiter の記述はみられないが Gerhart, Cunzo, Liutfrid. と続いて記されている他の三人の証人の筆頭にかかれている。

〔なお Petrus と Paulus の使徒を祭ってあるワイセンブルグの修道院はすでに七世紀に創建され、Lobdengau の十の村々で土地をもっていた。（Fritz Trautz, Unter Neckarland im früheren Mittelalter. SS. 119–120.）〕

さらに Unroh については、同文書集 Nr. 1325.（anno 774 Juni 24.）に

Donatio Vnroci, in eodem uico.

In Christi nomine sub die VIII kl. iulii, anno VI Karoli regis, ego Vnroch dono ad S. Nazarium…… Grundelandus abba……donatumque……confirmo, uineam unam, in Wigenheim marca, in pago worm. in dei nomine

perpetualiter……sub die et……

「同ヴィクスでのウンロックの寄進

カール大王の（治世の）六年目、六月廿四日に、クリストの名において、余ウンロックは聖ナザリゥス…修道院長グンデランドゥスに寄進し、またその寄進を…確認す、ウォルムス・ガウ内ウィゲンハイム・マルク内の草地一を……日にまた……。」と記されているのが一番それに近い。

また Birniho (presbiter) についても C. L. Nr. 1652. (anno 798.) に、

Donatio Birichonis, et Birnichonis.

In Christi nomine die VII kl. aug. anno XXX Karoli regis, ego Biricho et Birnicho donamus ad S. N.……Richbodo……unam uineam in pago worm. in Dinenheimer marca, perpetualiter……

「ビリコとビルニコの寄進

カール大王の卅年七月廿六日、クリストの名において、余ビリコとビルニコは、聖ナザリゥス…リクボドに…ウォルムス・ガウ内のディンネンハイム・マルク内の葡萄畑一を寄進す、永久に……。」と書かれている Birnico が最もそれに近い。然しここでも prebister の記述はみられない。

然しそのことよりも当面吾々の関心事である Precaria の記載が殆んど之等大部分のガウ別の寄進の文書に欠けている。だがプレカリアの記述がすべての寄進文書に欠けているわけではない。例えば

C. L. Nr. 12. (anno 786.) „sed presens donatio ista uel precaria omni tempore firma et stabilis permaneat.“ (Donatio Abei abbatisse de Rotaha monasterio, et aliis locis.)「しかして当面のその寄進もしくはプレカリアをつねに確実かつ安定的に持続すべし。」とみえ、また

C. L. Nr. 13. (anno 788.) „Ego itaque Samuel pbr. rogante Hiltisnot hanc donationem siue precariam scripsi.“「余すなわちサムェル主任司祭が調査し、ヒルティスノットがこの寄進もしくはプレカリアを記す。」

C. L. Nr. 14. (anno 790.) „Ego Rodulfus hanc donationem siue precariam scripsi.“「余ロドゥルフスこの寄進もしくはプレカリアを記す。」と書かれている。つまりここでは寄進は同時にプレカリアの対（つい）概念として扱われている。この外に Nr. 16. (Prestaria eiusdem Rachildis) „Facta est hec precaria, loco, die, et tempore quo supra.「このプレカリアは上記の場所、日時になさる。」

C. L. Kap. 17. „Hanc donationem et precariam……confirmauit.“「この寄進及びプレカリアを…確認す。」

C. L. Nr. 20. (Donatio Einhardi et Immei de cella Michlenstadt. (anno 819.) „iure precario succedat.“「プレカリアの法で相続する。」

C. L. Nr. 41. „Facta prestaria tempore et loco, quo supra.“ (Prestaria eiusdem Liutheri)「このプレカリアは上記の時と場所でなさる。」と言った記述がみられる。

更に十二世紀の寄進及び一二〇〇年頃の賃子目録にはプレカリアとは明記しないがたとえば

C. L. Nr. 3810. „Liugart dedit dimidium iurnalem uineei qui post obitum eius nobis seruit.“「リュウガルトはその死後それを余に進納する葡萄畑半ユルナールを寄進す。」

C. L. Nr. 3813. „Cunradus Wildruc habet in Herendal iurnalem I et dimidium unde soluit II denarios, et post eius obitum integere nobis seruiet.“「クンラドゥス・ウィルドルクは Herendal（地名）に一ユルナール半もち、そこから二デナリゥス納め、又その死後すべて、吾等に進納すべし。」と言うように寄進者がその死後ロルシュ聖堂にその寄進後用益している（sub usu fructuario (C. L. Nr. 12.) 財産を返還することを明示したプレカリアがみうけられる。し

かしロルシュ文書集の編纂者であるカール・グレックナー（Karl Glöckner）もWortregisterでのべているように「プレカリアはコーデックスの後の部分に欠けている。」（C. L. III Band. S. 364.）

次に、資財帳範例のプレカリア記事に続いて記されているベネフィキュウムについてみてゆく。

「同修道院から恩貸地をもつこと明らかな恩貸地受領者について。

Humbertusはウォルムス・ガウ内のWanesheimと呼ばれるヴィラ内で、領主の小舎つきの在住非自由マンス六、在住自由（マンス）二、不在住（マンス）四、草地二〇カルラダ、葡萄畑六ピクトラ及び森林共有地（silvam communem）をベネフィキュウムでもつ、また同ヴィラ内でFridiricusがベネフィキュウムをもつ。

Baldrihは同ガウ内の某と呼ばれるヴィラ内で、領主の小舎つきの在住非自由マンス五、不在住（マンス）四、草地三〇カルラダ、葡萄畑五ピクトラ、水車一及び森林共有地のベネフィキュウムをもつ。

Gerbertusは同ガウ内でのそこのヴィラで領主の小舎つきの不在住非自由マンス五、葡萄畑五ピクトラのベネフィキュウムをもつ。

Meginhartusは同ガウのAlasenzaヴィラ内で、領主の小舎つきの在住非自由マンス二、不在住（マンス）三、草地十五カルラダ、葡萄畑一ピクトラ、水車一及び森林共有地をベネフィキュウムでもつ。

Herigisは同ガウ内のそこのヴィラで在住非自由マンス四、不在住（マンス）一、葡萄畑二ピクトラをベネフィキュウムでもつ。

Waltheriは同ガウ内のそこのヴィラで領主の小舎つきの在住非自由マンス六、葡萄畑六ピクトラ、草地六カルラダ、またLorenzenvillareとHepfanheimならびにWinolfesheim間に在住非自由マンス二、不在住（マンス）二をベネフィキュウムでもつ。また同WaltheriはSpirinseガウのTatastatヴィラで、聖堂一つ、領主の小舎つきの在住自由マンス四、在住非自由マンス十、不在住（マンス）一、葡萄畑五ピクトラ、草地二〇カルラダをもつ。またかかる事物についてその他のものをかくの如く記帳すべし。[27]」

右のHumbertus（Humbertus）についてはC. L. Nr. 1242,（anno 791.）でWormsgauでのDonatio Reginberti, in Didinesheim.の中で„Ego in dei nomine Reginbertus quod michi [tradidit] Humbertus dono ad S. Nazarium……."「余レギンベルトゥスは神の名において、フムベルトゥスが余に委譲せるものを聖ナザリゥスに寄進す。」と云う形であらわれてくるのが最もそれに近い。

BaldrihについてはC. L. Nr. 3231,（anno 768.）にその寄進がDonatio Beldrichi.としてあらわれるが之はAlemannienでの寄進なので両者が同一人たることを立証するにはなお不充分である。

GerbertusについてはC. L. Nr. 1655,（anno 791.）でやはりWormsgauでのDonatio Gerberti in eodem uico（Dinenheim）.にみえるGerbertusが一番近い。

MeginhartusについてはC. L. Nr. 1231,（anno 779.）にみえるDonatio Liudhardi, et Meinhardi, in Hessinheim.（In Wormsgau.）でのMeinhardusに若干の可能性がある。

Herigisについては、C. L. Nr. 1248,（anno 815.）（In Wormsgau.）でのDonatio Nordolfi, in Rodunbach.に、„Ego Noldolf pro anima Herigisi dono ad S. Nazarium."とみえるHerigisは、この年にはすでに死亡しているので、C. L. Nr. 1149,（anno 855.）（In Wormsgau.）Commutatio Heregisi, in Isanburch.にみえる交換者としてあらわれる„dictus Heregis memorato episcopo."とは別人であり、資財帳範例のHerigisには特別の称号も附してないので、おそらくC. L. Nr. 1248.のHerigisの方にその可能性があろう。（G. L. Nr. 888, 952, 1117.）

以上資財帳範例やロルシュ文書集のほかにサン・ジェルマン・デ・プレ修道院の土地台帳のベネフィキュウムにもdas

vasallitische Benefizium と das bäuerliche Benefizium の二つのタイプがみられる。

しかし軍事がいわば一般に仕事と考えられ、緊急事態（Capitulare de causis diversis.）にはいわゆる農民的な小さなマンスの所有者でも国土防衛のために出兵する中世初頭には、クアの賃子帳にみられる様な小ワザル又は Aftervasallen と農民の区別自体がきわめて流動的であったことを考慮すべきである。従って „alicui militi in beneficium dare presumat.“（C. L. Nr. 132 (anno 1071.)）のきまり文句にみられるように盛期中世のいわゆる Ritter の Stände が確立する頃とは事情が異る。

サン・ジェルマン聖堂の Polyptychum. pp. 5, 59, 116, 163, 177, 189, 196, 226, 280, 281, 283, 342. に次のようなベネフィキュウムがみられる。

I 39「Ratgis は自由マンス三をベネフィキュウムでもつ。」

I 40「Teodradus は自由マンス二半をベネフィキュウムでもつ。」

VI 55「Ragamboldus はそこでマンス一をベネフィキュウムでもつ。」

IX 304「同聖堂でベネフィキュウムでマンス一をもち、銀で八ソリドゥス支払う。」（Donatio Hildemodi.）

XIV 92「Ragamboldus はベネフィキュウムで半マンスもつ。」（同人は VI 55 のベネフィキュウムと合計して一マンス半となる。）

XV 92「Ingalramnus 主任司祭は自由マンス一をベネフィキュウムでもつ。」

XVI 90「Rothildis は自由マンス一と四分の一マンスをベネフィキュウムでもつ。」

XVI 91「Ostraldus は自由マンス二をベネフィキュウムでもつ。」

XVI 92「Heltbodus は自由マンス一をベネフィキュウムでもつ。」

XVII 48「Fulbertus は自由マンス一をベネフィキュウムでもつ。」

XVI 93「四九自由マンスあり、そして二（自由マンス）がベネフィキュウムで与えられている。」（之は Hostoldi villa の自由マンス総計に対するベネフィキュウムの割合を示している。）

Fragmenta II. 4.「Hetion の息子 Radulfus は自由マンス一をベネフィキュウムでもつ。」

Fragmenta II. 13.「Vulfradus はペリ・ベーグス内の Monte Waldone で小舎やほかに小舎住み人の多くいる領主のマンスをベネフィキュウムでもつ。」（之は表題に „De beneficio Vulfradi.“ とあるように明白にワザル的なベネフィキュウムで、curtis と関連するものと考えられる。）

Appendix 1.「Varena に車大工のマンス卅七（mansos caroperarios XXXVII）をもつ。そしてそのうち四マンスと三分の一がベネフィキュウムである。」

Appendix VII. „ad usu beneficio“「ベネフィキュウムの用益で。」

以上は大部分が小知行であり、従って XV 92 の Ingalramnus presbyter と明示されたもの及び Vulfradus 以外のベネフィキュウムは大部分がいわゆる農民的知行地と考えられる。

Karl Bosl によれば ministeriales（ritterliche Dienstmannen）[28] の普通の大きさの Das Dienstlehen（beneficium）は drei Königshufen と述べられており[29]、Ernst Klebel に依れば騎士的奉仕（Reiterdienst）には少くとも十フーフェを所有する必要があったと述べられている[30]。従って上述の polyptycum のベネフィキュウムの大部分がこの基準からはずれるわけである。

ただ Otto P. Clavadetscher が述べるように Aftervasallen 又は Untervasallen の小知行地が考慮され、また allodia が小知行の外にあることも考えられるがベネフィキュウムの記述のみではその背後の vassalitium の性格（軍事的かあるいは農民的か）を証明するのに不充分である。

上述の Capitulare de caussi diversis. の第一条に、まずベネフィキュウムを有すること明かなものはいずれも悉く出陣すべし、と述べられているがしかしそれのみではいまだベネフィキュウムが vassaltium といかに結びついているかは証明されない。〔つまり王への一般的なワザル誓約によるかそれぞれの知行主への特別な（部族的な自由人又は王の自由人としての）ワザル誓約に依るかは明示されてない。〕

以上ベネフィキュウムが必ずしも軍事的な vassalitium と結合しないいわゆる bäuerliches beneficium の例を示したがしかしベネフィキュウムは emunitas の貸与ではなく、Landleihe[31] であり、しかもプレカリアの上方に発展した部門としての Landleihe で、より高度な政治的な種類の Leihe であることの証拠も示しておく必要がある。

つまりフランク社会の国家化並びに封建化の過程における precaria, beneficium の進展につれて bäuerliche Landleihe から vasallitische Landleihe への展開が並行的にまたは同一線上で行われる。その例証は王領地、境界地での開墾者として入植し、屯田兵的な軍務に従事する limitanei や arimanni 等が之を立証する。

処で、先に聖職者（presbyter）がベネフィキュウムをうけとることを示したがこのベネフィキュウムの内容は必ずしも知行地（Lehengüter）である必要はない。つまり次の例の如くベネフィキュウムの内容が聖堂（ecclesia）でもよいのであり、またこのベネフィキュウムが vassalitium を前提としていることが知られる。

「（フライジングの）司教、主ハットがタンキルヒェン（Tannkirchen）と呼ばれる場所での教会をベネフィキュウムとして Uldarich と云う名の彼の家人に貸与した（praestabit.）ことの文書。この Uldarich はつまり司教ハット（Hatto）もしくは聖マリアの家の奉仕にその生涯の間自己を託身した。この者は忠実に聖マリアの家の奉仕にとどまるとの条件で同ベネフィキュウムをひきうけ、またもし彼が何か別なことをなすならば、彼は同ベネフィキュウムを失う。[32]」

ここでもう一度 Max Weber を思いおこす必要がある。「修道院は有力な世俗的大所有者に対して当然その所有を証書に書くことを必要とした。しかし一般に農民的自己託身の文書的証明（eine schriftliche Beurkundung von bäuerlichen Autotraditionen）を必要と考えることは修道院でさえも念頭に浮ばなかった。[33]」

従って文書に記されている以上フライジングのウルダリックの自己託身はいわゆる農民的自己託身のタイプに入らない。それ故 Lesne を引証して「すべてのベネフィキュウム受領者（beneficiati）が同時にワザルであったとするとコルビィやサン・ジェルマン・デ・プレのように、例外があった。大抵の修道院は司祭のベネフィキア（beneficia clericalia）をもっていた。[34]」と述べている H. Mitteis にもまた例外があった。つまりウルダリックの知行はいわゆる農民的なベネフィキュウムと並行的に進むワザル的ベネフィキュウムなのである。

このようなワザル的ベネフィキュウムから決定的に分離して進むいわゆる農民的ベネフィキュウムはサン・ジェルマン聖堂の大部分のベネフィキアと同様に聖堂というグルントヘルシャフトの農民への拡充を意味する。

この場合知行主の地主的性格に領主的性格が逆方向に加算されてゆくことを示唆している。Amtlehen=honor については留保したがこのようなベネフィキアのプレカリアへの後方の結合[35]と並んでベネフィキュウムのプレカリアの上方への展開はいかにあらわれるか？

「之等はすべて余、（フライジングの）司教 Hatto が同じく（フライジングの）Uldarich, 余の家人にその生涯の間ベネフィキュウムを貸与せる事の証人である。しかしその死後、後者（ウルダリック）は何等の反対もなしに（フライジングの）聖マリアの家（教会）に（同ベネフィキュウムを）返還すべし。[36]」

このようなベネフィキュウムの返還の例は外にもみられる。

「Hildigerus 自由人（ingenuus homo）が以前に余のベネフィキュウムとして、同地に附属せるもの、即ち森林、草地、通路のある放牧地……等のすべてとともに所持せる農地（unum agrum）。[37]」なおベネフィキィアの特別な条件として、

「それ故余はこの文書により（汝らが）余の恵与により或いは伯又は余のワザル達（Kronvasallen）の恵与により（ex largitione）上述の修道院の所有からベネフィキュウムをもてるすべての者達（Kronvasallen, Untervasallen.）に、汝等が何等の反対も懈怠もなしに、尊敬さるる（修道院長）Smaragdus 乃至はその後継者あるいは同修道院の巡察使に毎年十分の一税又は九分の一税（nonas et decimas）をなおざりにせぬことを余は命ずる。」[38] 之は Afterlehen の例としてあげられているのであるが、同時にまた precariae verbo regis=royal beneficia の一例でもある。最後に

「しかして余のベネフィキュウムをもつ余のワザルは余の死後、余の妻 Swanaburg がもし余より永く生きておれば、彼女の生きている限り、彼女に奉仕すべし。しかして彼女の死後、もし余のワザル達がサン・ガレン修道院を司どる修道院長の支配を得ようと欲せば、余のワザル達が義務ありし如く、同修道院に奉仕し、かくて余のワザルがそのベネフィキュウムをその生涯保持し、またその死後、息子の誰か一人がベネフィキュウムを保持することを余は欲する。しかしてもしサン・ガレン修道院の院長が上述のベネフィキュウムを聖堂へ回収し、またそのために必要な命令をなさば誰もこの文書の規定（carta）にそむいてはならない。[39]」

ここでは全く vassalitium が beneficium の前提条件としてあらわれる。しかし同時にベネフィキアの Erbleihe, Erblehen への上昇の道もひらかれている。

このことはプレカリアについても八、九世紀から十二世紀までひきつづき Erbleihen が証明される。[40]

さきにあげた Aftervasall-Afterlehen について吾々は次の例をあげることができる。

C. L. Nr. 3674 a. [Um Kaiserslautern] (anno 796-825.)「Nannenstul について。ヴィラ・ナンネンシュトゥルでの領主地たりしものはいずれもルッペルト伯（Rupert comites）の時にグントフリド（Guntfrid）が保持し、またそこに住まう家人（homo）に与う。」

ここではグントフリドの Aftervasallen たる家人たち（hominibus＜homines）への再授封を示している。そしてここでも vassalitium が beneficium の基礎的条件となっている。つまり人間的支配が物的支配に先行し、優位している。ここでの支配は勿論中世的支配、つまり保護の貫徹のための Gewalt または Machtstellung を云う。[41]

然し Vasallität と Lehnswesen の史的統一体としてあらわれたいわば純粋な封建関係と領地と領民の支配としてあらわれる Grundherrschaft（又は Bannherrschaft, Gerichtsherrschaft）あるいはラントとラント住民の支配としてあらわれる Landesherrschaft は、それらがいかに互いに重なり合うとしても厳密には区別すべきであろう。

（1） Alfons Dopsch, The economic and social foundations of european civilization. p. 288. (1937.)
（2） A. Dopsch, Verfassungs=und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. SS. 51-52.
（3） A. Dopsch, The economic and social foundations. p. 288.
（4） H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters. 1955. S. 60.
（5） H. Mitteis, ebenda, SS. 63-64.
（6） A Dopsch, The economic and social foundations. p. 291.
（7） A. Dopsch, ibid., p. 290.
（8） A. Dopsch, ibid., p. 291.
（9） K. Wührer, Der deutsche Staat des Mittelalters. S. 319.
（10） Otto P. Clavadetscher, Das churrätische Reichsgutsurbar. S. 37 ff.
（11） NN. in eodem loco habet. in X habet NN. habet ibi NN. NN. mansum I.
（12） 地名 „In Leunicia mansum I.“ BUB. I Band, S. 383. このように「ルクネッジにはマンス一つ」とあるのみでそれがベネフィキュウムか否かについては記されていないのが普通であるが、ここで例外的にベネフィキュウムの記述があらわれてくる。
（13） ワザルのワザルを Aftervasall と言う。
（14） „Vasallus vasalli mei non est meus vasallus.“ H. Mitteis, ebenda, S. 375.

(15) H. Mitteis, ebenda, S. 65.

(16) BUB. SS. 380, 381, 386, 389, 392, 393, 394.

(17) BUB. S. 380.

(18) Otto P. Clavadetscher, ibid., S. 42.

(19) Otto P. Clavadetscher, ibid., S. 43.

(20) Theodor Mayer, Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters. SS. 23-24.

(21) Heinrich Dannenbauer, Grundlagen der Mittelalterlichen Welt. S. 269. 1958.

(22) H. Dannenbauer, ebenda, S. 269.

(23) Wilhelm Ebel, Über den Leihegedanken. S. 36.

(24) Wilhelm Ebel, ebenda, S. 26.

(25) pictura……terrae modus (land measure).

(26) „De illis clericis et laicis, qui illorum proprietates donaverunt ad monasterium, quod vocatur Wizunburch, et e contra receperunt ad usum fructuarium.

Hartwic presbiter tradidit ad ipsum monasterium supradictum in pago Wormacinse medietatem de illa ecclesia quae est constructa in villa Hessiheim, et cum casa dominicata mansos vestitos serviles 4, et de vineis picturas 5: et e contra recepit illam ecclesiam in villa Unkenstein, et cum casa dominicata mansos vestitos serviles 6, de vineis picturas 5, de prata ad carra 20; in ea vero ratione, ut id ipsum, quod tradidit diebus vitae suae habeat in precariam.

Motwinus et uxor eius similiter tradiderunt ad ipsum monasterium in villa Hessihaim in ipso pago cum casa dominicata mansos vestitos serviles 6, de vineis picturas 5, de prata ad carradas 12; et e contra receperunt in ipsa villa cum casa dominicata mansos vestitos serviles 6, de vineis picturas 7, de prata ad carradas 15.

Unroh habet in ipso pago similiter in praecariam in villa illa mansum vestitum I, serviles absos 2, de vinea pictura 1, de prata ad carradas 20, diebus vitae suae.

Birniho prebiter tradidit ad ipsum monasterium in ipso pago in villa Franconadal ecclesiam 1, et cum casa dominicata mansos vestitos serviles 7, de vineis picturas 3, de prata ad carradas 20; et e contra recepit in ipso pago in villa Marisga mansos serviles absos 3, de vineis pictura 1, de prata ad carradas 20.

Similiter tradidit Gomoldus ad ipsum monasterium in ipso pago in villa nuncupante Wisa, cum casa dominicata mansos serviles vestitos 5, de vineis picturas 3, de prata ad carradas 20: et e contra recepit in ipsa villa cum casa dominicata mansos vestitos serviles 4, de vineis picturas 2.

Graolfus clericus tradidit ad ipsum monasterium in ipso pago, in villa illa cum casa dominicata mansos vestitos serviles 5, de vineis picturas 4; et e contra recepit in ipso pago in villa illa cum casa dominicata mansos vestitos serviles 5, de vineis picturas quinque; et sic cetera breviare debes.“ (J. P. Migne, Patrologiae latinae, tomus XCVII, pp. 343-344.)

(27) „De beneficiariis qui de eodem monasterio beneficium habere videntur.

Habet Hunbertus in beneficium in pago Wormacinse, in villa nuncupante Wanesheim cum casa dominicata mansos vestitos serviles 6, ingenuiles vestitos 2, absos 4, de prata ad carradas 20, de vineis picturas 6, et silvam communem; et in ipsa villa habet Friduricus beneficium.

Baldrih habet beneficium in ipso pago in villa nuncpante illa, cum casa dominicata mansos vestitos serviles 5, absos 4, de prata ad carradas 30, de vineis picturas 5, molino 1, et silvam communem.

Habet Gerbertus in ipso pago in villa illa beneficium cum casa dominicata, mansos serviles absos 5, de vineis picturas 5.

Meginhartus habet in beneficium in ipso pago in villa Alasenza cum casa dominicata mansos vestitos serviles 2, absos 3, de prata ad carradas 15, de vineis picturam 1, molinum 1, et silvam communem.

Habet Herigis in ipso pago in beneficium in villa illa mansos vestitos serviles 4, absum 1, de vineis picturas 2.

Waltheri habet in beneficium in ipso pago in villa illa cum casa dominicata mansos vestitos serviles 6, de vineis picturas 6, de prata ad carradas 6; et inter Lorenzenvillare et Hepfanheim et Winolfesheim mansos vestitos serviles 2, absos 2. Et habet ipse Waltheri in pago Spirinse in villa Tatastat ecclesiam 1 cum casa dominicata, mansos vestitos ingenuiles 4, serviles vestitos 10, absum 1, de vineis picturas 5, de prata ad carradas 20. Et sic

cetera de talibus rebus breviare debes. (J. -P. Migne, Patrologiae latinae tomus XCVII. pp. 344-345.)

(28) Karl Weller, Die freien Bauern in Schwaben. S. 185. 1934.

(29) Karl Bosl, Die Reichsministerialität der Salier und Staufer. Teil. 1, S. 41.

(30) Ernst Klebel, Territorialstaat und Lehen. S. 217. 1960.

(31) Otto P. Clavadetscher, ebenda, S. 35.

(32) Die Traditionen des Hochstiftes Freising. S. 230. K. Wührer, Der deutsche Staat des Mittelalters. S. 400.

(33) Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. S. 553.

(34) H. Mitteis, ebenda, S. 63.

(35) H.Mitteis, ebenda, S. 67.

(36) Die Traditionen des Hochstiftes Freising. S. 230. K. Wührer, ebenda, S. 392.

(37) Theod. Jos. Lacomblet, Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins. S. 3. 1960.

(38) K. Wührer, ebenda, S. 394.

(39) K. Wührer, ebenda, SS. 396-398.

(40) A. Dopsch, Verfassungs-und Wirtschaftsgeschichte. S. 53.

(41) A Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 9.

一八九〇年から一九一四年にかけてのドイツ労働運動における若干の問題

——W・バルテルの批判——

飯田鼎

一

「ドイツ人民もまた革命的伝統をもっている。ドイツが、他の国々の最良の革命家たちとも肩をならべうる人材を生み出した時代、ドイツ人民が、もし集中した国民の場合だったら、すばらしい結果をもたらしたにちがいない根気と精力とを発揮した時代、ドイツの農民と平民とが、彼らの子孫をしばしばたじろがせるにたるような思想と計画をいだいた時代、そういう時代がかつてあったのである。」[1] エンゲルスは、「ドイツ農民戦争」の冒頭に、以上のように書いているが、われわれは今日、この文章を更めて味わうべきではなかろうか。

ドイツ人の民族的誇り、農民戦争の指導者トマス・ミュンツァや宗教改革の先駆者マルティン・ルッターをまつまでもなく、ドイツ人は十八世紀以来すぐれた文化を創造した。カントにはじまり、シェーリング、フィヒテをへてヘーゲルによって完成された理想主義哲学（観念論）、バッハからヘンデル、ハイドンそしてモーツァルトをへてベートーヴェンおよびブラームスに至る古典的な音楽芸術、レッシング、デーテ、シラーおよびハイネを生み出したドイツ文学、まことに十八世紀か